

平成17年 第2回 定例会

平成17年第2回定例会（第1日）

足立区議会会議録（第7号）

1. 6月7日（火曜日）午後1時開議
2. 出席議員（48名）

第30 議員提出第6号議案 区立湯河原区民保養所の「総合委託」業者選定事務の調査特別委員会設置に関する決議

8. 追加議事日程

第1 区立湯河原区民保養所の契約事務等に関する調査特別委員会の設置及び委員の選任について

○新井ひでお 議長 ただいまより、平成17年第2回足立区議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

○新井ひでお 議長 次に、日程第30を議題といたします。

[佐野宏明事務局長朗読]

議員提出第6号議案 区立湯河原区民保養所の「総合委託」業者選定事務の調査特別委員会設置に関する決議

○新井ひでお 議長 本案について、提出者を代表し、36番大島芳江議員の提案理由の説明を求めます。

[大島芳江議員登壇]

◎大島芳江 議員 ただいま議題となりました議員提出第6号議案 区立湯河原区民保養所の「総合委託」業者選定事務の調査特別委員会設置に関する決議について、提出者を代表して提案理由を説明いたします。この決議案は、日本共産党足立区議団所属議員が提案者となり、提出するものです。

区民保養所「湯河原あだち荘」の総合委託契約をめぐる不祥事は、去る4月25日、足立区議会の元副議長であり、区の監査委員を務めていた公明党の忍足和雄議員が、委託業者選定をめぐるあっせん収賄容疑で逮捕され、5月16日贈賄側の業者とともに起訴されたという汚職事件により発覚しました。

現職議員の贈収賄事件での逮捕・起訴は、足立区議会史上初めてのことであり、区政史上かつてない大きな汚点となるものです。新聞報道では、この賄賂に使われたお金は、なんと区から贈賄業者に支払われた委託経費の一部であったということですから、まさに区民の税金を食い物にする許し難い行為です。

この問題は、議員を辞職したからといって終わるものではありません。

新聞報道によれば、副議長という議会を代表する要職にあった人が、その職を利用し、副議長室に区の幹部職員を呼び出し、契約にかかわる重要情報を聞き出したと言われていています。なぜこのようなことが起こったのか、二度とこのようなことを起こさないためには、何を改善しなければならないかなど、真相の全容を解明し、区民の前に明らかにすることや、明らかになった問題を克服し、再発防止に取り組むことは、区民の付託に応える議会の責任であります。

5月19日開かれた区民環境委員会でも、この問題の真相解明に取り組みましたが、当時の区の担当職員は退職や異動で入れ替わり、所管部であった地域振興部は組織改正で既になくなっていく中で、質疑の限界が指摘されました。また、起訴されたのだから、裁判による解明を待ち、司法の手に委ねようとする意見もありますが、警視庁や検察庁の捜査は、この贈収賄事件が刑法の犯罪にあたるかどうか、犯罪として成立するかどうかを問題とする刑事事件の捜査であって、その背景に何があったのか、事件に結びつく要因が、行政当局や議会の中に存在していなかったか、業者選定をめぐる契約方法に問題はなかったかなど、区政における問題点を解明するものではありません。

また、区の職員が関与しなければ起こり得なかった事件です。事の重大さからいって、議会は警察にお任せする、捜査に協力するという消極的な対応でなく、今こそ与えられた強力な調査権を発動し、問題点を積極的に解明し、再発防止につなげることが、区民に対する議会としての責任の取り方ではないでしょうか。また、仮に裁判で有罪が決まったとしても、区政にかかわる問題が解決されるものでもありません。

先の区民環境委員会でも、公明党委員からは、この事件での遺憾の意が表明され、「今後区民への信頼回復と再発防止のため、誠心誠意精進していく」と発言がありました。また、自民党委員からも、足立区のイメージダウンになったことは残念であるとし、「真相究明の話もあるが、二度とこのような事件が起きないように注意しなければならない」と発言がありました。民主党委員は、議会として真相解明するためには、「百条委員会の設置がなければ、我々が求める真相究明はできない」と発言されました。まさに区民への信頼回復のため、真相究明と、再発防止に取り組むことは、議会の総意であると考えます。今こそ議会に与えられた権限をためらうことなく発揮し、事件の真相を徹底究明しようではありませんか。地方自治法第100条第1項の規定による調査の決議案は、皆様のお手元に配付してありますので、朗読し提案いたします。

区立湯河原区民保養所の「総合委託」業者選定事務の調査特別委員会設置に関する決議

地方自治法第100条第1項の規定により、下記のとおり湯河原区民保養所「総合委託」業者選定事務に関する調査を行うものとする。

#### 記

##### 1 調査事項

- (1) 湯河原区民保養所「総合委託」業者変更に関する調査につ

いて

(2) 湯河原区民保養所「総合委託」業者選定に関する調査について

## 2 特別委員会の設置

本調査は、地方自治法第110条及び足立区議会委員会条例第5条の規定により、委員14名で構成する湯河原区民保養所「総合委託」業者選定事務調査特別委員会を設置し、これに付託して行う。

## 3 調査権限

(1) 本議会は、1に掲げる事項の調査をなすため必要があるときは、地方自治法第100条第1項の規定により、選挙人その他の関係人の出頭、証言及び記録の提出を請求する権限並びに同条第10項の規定により、団体等に対し照会をし又は記録の送付を求める権限を本特別委員会に委任する。

(2) 本議会は、1に掲げる事項の調査をなすため必要があるときは、地方自治法第98条第1項の規定により、1に掲げる事項に関する書類及び計算書を検閲し、区長その他の執行機関の報告を請求して、事務の管理、議決の執行及び出納を検査する権限を本特別委員会に委任する。

(3) 本議会は、1に掲げる事項の調査をなすため必要があるときは、地方自治法第98条第2項の規定により、監査委員に対し、1に掲げる事項に関する監査を求め、監査の結果に関する報告を請求する権限を本特別委員会に委任する。

## 4 調査期限

本特別委員会は、1に掲げる事項の調査が終了するまでは、閉会中も、なお、調査することができる。

## 5 調査経費

本特別委員会に要する経費は、本年度においては200万円以内とする。

以上、決議する。

平成 年 月 日

足 立 区 議 会

以上のとおりであります。

議員各位におかれましては、この趣旨にご賛同いただき、速やかにご決定くださいますようお願いいたしまして、提案理由の説明を終わります。

○新井ひでお 議長 これより質疑に入ります。  
本案について質疑はありませんか。―― 質疑なしと認めます。  
お諮りいたします。  
本案につきまして、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思っております。ご異議案ありませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○新井ひでお 議長 ご異議ないと認め、委員会の付託を省略することと決定いたしました。  
これより討論を行います。

本案について発言の通告がありますので、これを許します。

44番藤沼壮次議員。

〔藤沼壮次議員登壇〕

◆藤沼壮次 議員 ただいま議題となりました議員提出第6号議案「区立湯河原区民保養所の「総合委託」業者選定事務の調査特別委員会設置に関する決議」について反対の立場から討論を行います。

湯河原区民保養所「総合委託」業者変更と、委託業者の選定をめぐり元区議会議員があっせん収賄で逮捕起訴されるという足立区議会始まって以来の不名誉な事件が発生しました。

足立区議会としても、この事件の真相を究明することはもちろん、区民に対して事件の内容を明らかにするという説明責任を全うしていかなければならないのは当然のこととあります。

しかし、今回の事件については、既に警視庁の捜査は終了しており、今後の公判を待つ段階に移行しています。このような中、足立区議会が独自に調査を進めることについては、検察庁等の捜査や裁判の公判と並行して行うことになり、多々問題があると言われております。地方自治法逐条解説の中でも、犯罪の捜査、被疑者の逮捕等に関し、調査権を発動することは、捜査活動との関係で慎重を要することとなっております。

また、証人喚問では、証人が既に捜査当局から取り調べを受けている場合、議会が同様なことを行うことには、先例にある農地事件を調査した衆議院の法務委員会のように、喚問を自制するのが妥当と書かれています。

100条調査権は、強制力を伴う強力な権限がありますから、発動するにあたっては、まずは質疑、質問、資料の要求、検査権、監査請求権の行使など、他の手段を尽くしてから判断すべきであると思っております。

当初、この湯河原区民保養所の審議については、全会派合意の結果、区民環境委員会で審査することとなったものです。

本来ならば、先に開かれた区民環境委員会や今後、開会される総務委員会において、検察庁等の捜査を妨害しない範囲内で事件の発生した背景や原因、問題点の真相を究明し、今後の対応等についても十分に調査すべきであると考えます。

今、必要なのは、今回のこの事件を契機として、我々議員の倫理や資質の問題をきちんとすべきであり、その問題を先送りにしては、区民の信頼は得られないと思います。

既に足立区議会では、「足立区議会議員の政治倫理に関する検討委員会」を設置することを決めましたが、具体的な話し合いのテーブルにはいまだついていないのが現状であります。

繰り返しますが、今回の元区議会議員のあっせん収賄事件で、区民の皆様の信頼を損なったことは、極めて遺憾であり、足立区議会としても責任を痛感しています。

今後は、一日も早い信頼回復に向け、足立区議会議員として、誇りと自覚を持ち、区民の代表として、地域福祉の増進に寄与すべく区政運営に携わっていくことが使命であり、このことが重要であります。

よって、100条調査特別委員会の設置については、反対を表明しますが、議会の責任として、事件の発生した背景や、原因、問題点の真相究明と今後の対応等について、今後、湯河原区民保養所の委託契約事務について審議するための特別委員会を設置するなどにより、区民に対して明らかにしていくことを表明し、反対討論といたします。

(発言する者あり)

○新井ひでお 議長 静粛に願います。

次に、7番鈴木けんいち議員。

[鈴木けんいち議員登壇]

○新井ひでお 議長 傍聴の方に申し上げます。

議場における言論に対し、拍手その他の方法により態度を表明することは、足立区議会傍聴規則で禁止されております。

なお議長の注意に従わない場合は退場を命じますので、念のため申し上げます

◆[鈴木けんいち](#) 議員 ただいま議題となりました議員提出第6号議案 区立湯河原区民保養所の総合委託業者選定事務の調査特別委員会設置に関する決議に賛成する立場から討論を行います。

この決議は、現職議員の汚職事件による逮捕・起訴という足立区議会史上初めての大きな問題に対して、地方自治法第100条1項に規定されている議会の調査権を発動して、全容の解明と再発防止に取り組む議会の責任を果たすために提出されたものであります。

全国町村議会議長会発行の議員必携では、いわゆる「百条調査」に関して、「言うまでもなく議会に調査権が与えられているのは、執行機関が住民の福祉増進のため適正な事務処理をしているか、その実態や真相を把握して、もし違法や不適正な事実があればその原因を究明して、それを是正、改善する方策は何であるかを見出して是正、改善させる。そして、必要に応じて責任の所在を明確にして将来を戒め、議会の監視機能と政策機能の発揮に万全を期するためである」と述べられています。まさにいま、足立区議会はその時を迎えているのではないのでしょうか。

今回の事件では、区民保養所の運営委託業者を変更しなければならない根拠はなかったにもかかわらず、委託業者の変更が決定されたことや、新しい業者の審査・選考の過程で特定の業者が有利になる情報の漏洩や選考が行われた疑いが指摘されています。新聞報道でも「区幹部は、選考会に使われる採点表や採点方法を忍足容疑者に伝えた」とされています。執行機関が適正な事務処理を行っていなかった疑いが濃厚であり、まさに第100条に基づく調査の対象となる事案であります。

また、公明党忍足議員は逮捕・起訴されましたが、その他の議員や元議員の関与はなかったのかなど、議会自身がえりを正し疑惑の解明に取り組む対象ともされているのであります。これだけの状況がありながら百条委員会を設置しないというのであれば、第100条に基づく調査特別委員会は一切どのようなときに設置されるというのでしょうか。

先ほどの設置に反対する討論の中では、「公判の結果を待つて」とか、公判中には第100条に基づく調査に問題があるような発言がありました。いずれも百条委員会を設置できない理由とはなり得ないものであります。第1に、公判は刑事裁判として犯罪の有無の審判を行うものであって、議員必携という違法・不適正な事実の原因を究明し、是正・改善させたりするものでも、あるいは責任の所在を明らかにして将来を戒めるためのものでもありません。

第2に、百条委員会が設置され、公判中に百条委員会に基づく調査は何ら問題がないというのは、足立区議会の議会図書室にある解説書でも指摘されていることであります。また、例えば百条委員会が設定されれば、疑惑解明のために必要な書類は、押収されたものであって

も、裁判所に申請すれば提出されるものであって、このような調査権は通常の委員会にはありません。百条委員会の議決で初めて可能となるものであります。

また、公判日当日は別として、公判中であっても、忍足被告や贈賄側の川島被告の身柄は拘束されているわけではなく、まして他の関係者は全く自由で、出頭や証言は可能であります。また、百条委員会が設置されたからといって、冒頭から必ず証人喚問しなければならないということでもありません。このような理由にもならない理由で百条委員会設置に反対するということは、区民の目には「疑惑にふたをしたい」と写るのではないのでしょうか。

今、大事なものは、こうした事件によって失われた区民への信頼回復と再発防止に取り組むことであり、これまでの自民・公明・民主の各党の発言でも、真相究明と再発防止が必要だと認めていたではありませんか。その発言が真実であれば、百条委員会設置は避けられないことであり、今こそ議会に与えられた地方自治法第100条に基づく調査特別委員会を早期に設置し、真相の究明を徹底的に行って再発防止に全力をあげるからこそ必要です。良識ある議員各位の賢明なる判断を期待して賛成の立場からの討論を終わります。

○新井ひでお 議長 討論が終結いたしましたので、これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○新井ひでお 議長 起立少数であります。よって本案は否決されました